

環境農林水産常任委員会資料

目 次

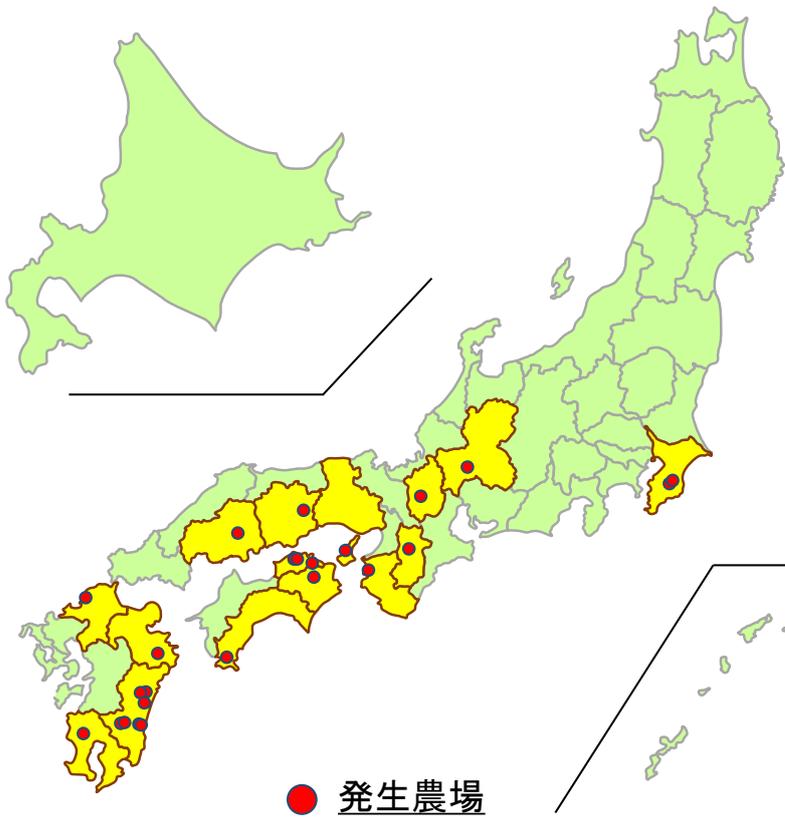
- 1 高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～6

令和3年1月21日
農 政 水 産 部

○高病原性鳥インフルエンザへの対応状況について

家畜防疫対策課

1 国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（令和3年1月17日現在）



県名	発生件数	1例目の発生日
香川県	13	令和2年11月5日
福岡県	1	11月25日
兵庫県	1	11月25日
宮崎県	9	12月1日
奈良県	1	12月6日
広島県	1	12月7日
大分県	1	12月10日
和歌山県	1	12月10日
岡山県	1	12月11日
滋賀県	1	12月13日
高知県	1	12月16日
徳島県	1	12月19日
千葉県	2	12月24日
岐阜県	1	令和3年1月2日
鹿児島県	1	1月13日
計15県	36	すべてH5N8

2 韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（令和3年1月17日現在）

〈過去の本県での発生前には、韓国での発生が確認されている〉



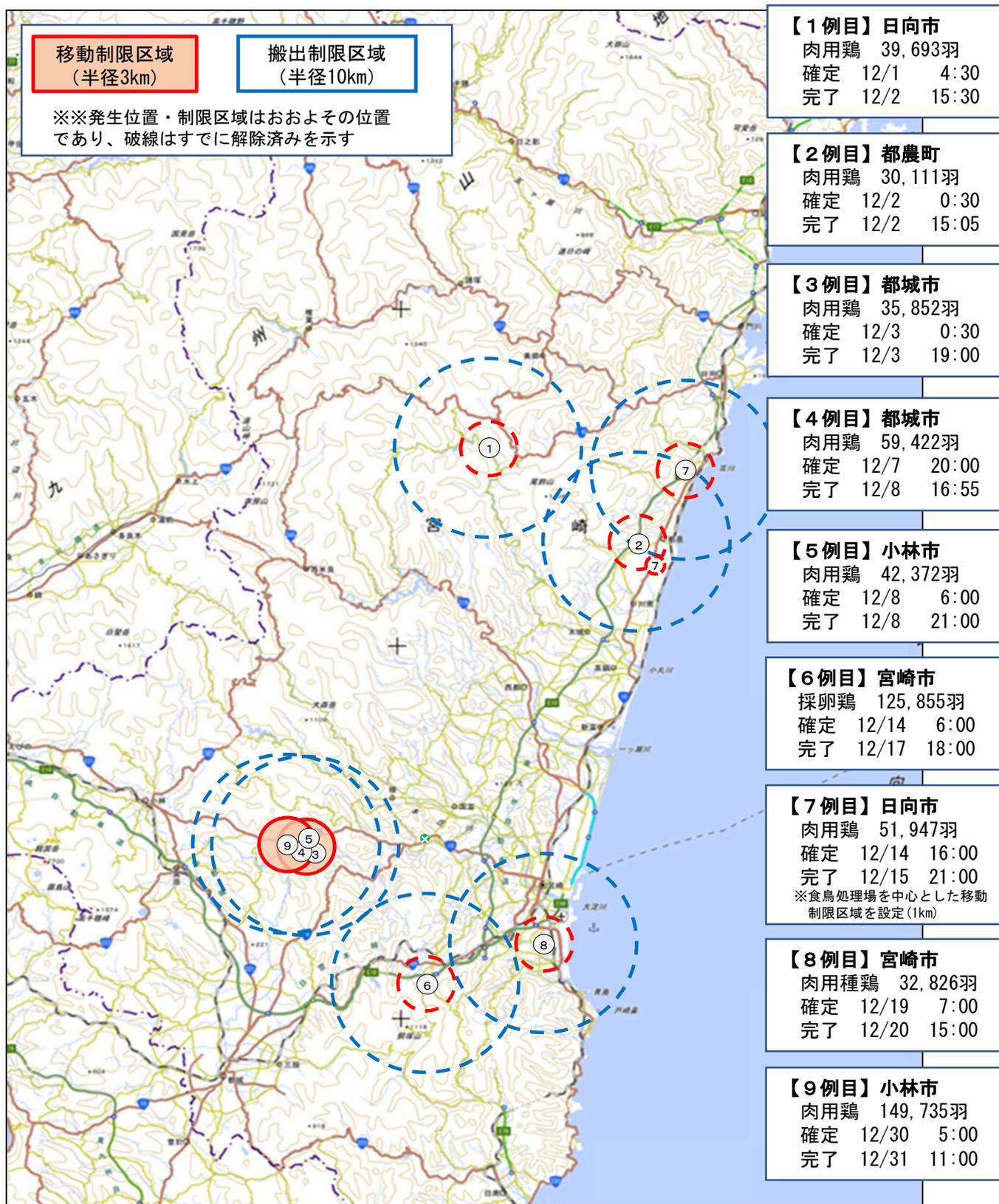
地域名	発生件数	1例目の発生日
全羅北道	14	令和2年11月27日
慶尚北道	4	12月1日
全羅南道	15	12月4日
京畿道	16	12月6日
忠清北道	3	12月7日
忠清南道	7	12月14日
世宗特別自治市	1	令和3年1月5日
慶尚南道	2	1月12日
計	62	すべてH5N8

☆ その他、世界の広い地域でH5N8亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生している
 〔東アジア、東南アジア、ロシア、中東、ヨーロッパ〕

3 本県における高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (1例目～9例目)

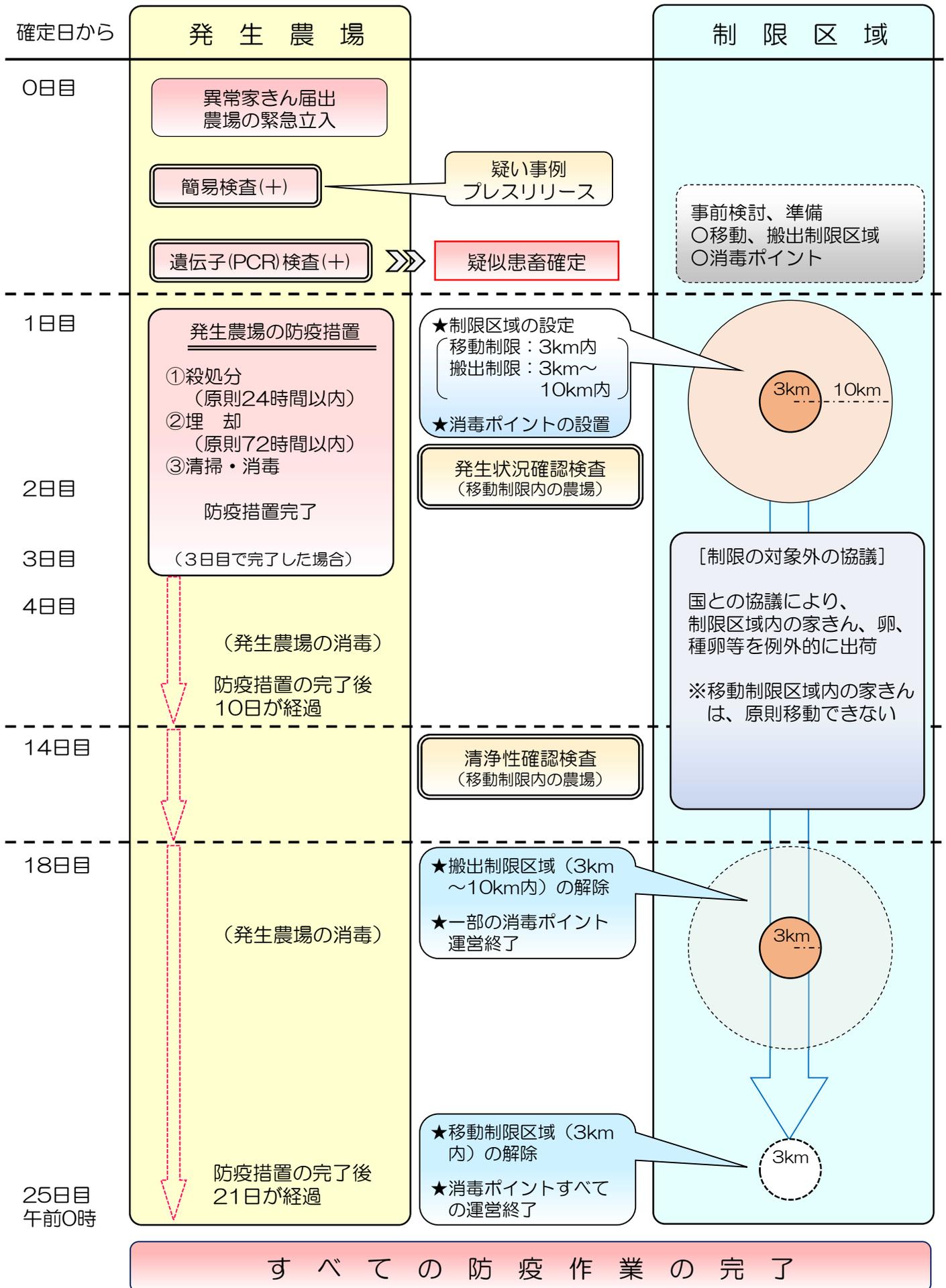
※令和3年1月18日現在

- 事例ごとの羽数は、殺処分羽数。
- 3例目、4例目、5例目、9例目の移動制限は、1月22日午前0時に解除の見込み。



※確定：疑似患者確定
完了：防疫措置完了

(参考) 高病原性鳥インフルエンザ発生における防疫措置フロー図



6 発生農場における防疫措置以外の対策の主な実施状況

(1) 発生に係る制限区域内農場の概要

事例	確定日	移動制限(3km内) (解除日)	搬出制限(3~10km内) (解除日)
1 例目	12/ 1	該当なし (12/24)	16農場 約 55万羽 (12/13)
2 例目	12/ 2	26農場 約 86万羽 (12/24)	138農場 約438万羽 (12/17)
3 例目	12/ 3	12農場 約 54万羽 (<u>1/22</u>)	86農場 約296万羽 (12/23)
4 例目	12/ 7	11農場 約 48万羽 (<u>1/22</u>)	87農場 約310万羽 (12/23)
5 例目	12/ 8	10農場 約 44万羽 (<u>1/22</u>)	83農場 約308万羽 (12/23)
6 例目	12/14	3農場 約 9万羽 (1/ 8)	15農場 約 22万羽 (1/ 1)
7 例目	12/14	73農場 約226万羽 (1/ 6)	52農場 約187万羽 (12/30)
8 例目	12/19	1農場 約 3万羽 (1/11)	6農場 約 3万羽 (1/ 4)
9 例目	12/30	11農場 約 37万羽 (<u>1/22</u>)	97農場 約385万羽 (1/15)

※2 例目と7 例目、3～5 例目と9 例目は農場の重複あり

(2) 消毒ポイントの設置

発生農場を中心とした1 km、3 km、10 kmの地点に消毒ポイントを設置し、各農林振興局（中部、南那珂、北諸県、西諸県、児湯、東臼杵）を中心に24時間体制で運営。

- ① 県で設置したポイント数 延べ62箇所（※現在3箇所稼働中）
 - 1箇所当たりの対応者：3名×8時間交代
 - 最大37箇所を同時に運営（12月20日～23日）

(3) 制限区域内農場からの毎日の死亡羽数の報告と立入検査

各農場ごとの死亡羽数について各家畜保健衛生所で取りまとめ、基準を超える死亡羽数の増加がみられた場合は、立入検査及びウイルス簡易検査を実施。

- ① 報告件数 延べ10,115農場
- ② 立入検査件数 延べ 254農場（ともに1月11日現在）

(4) 発生農場及び制限区域内農場への支援

[発生農場への支援]

- ① 家畜伝染病予防法に基づく手当金、特別手当金の交付（手続中）
 - 鶏や卵、種卵、飼料について国の基準により評価し、その評価額を国から交付。（手当金：評価額の4/5、特別手当金：評価額の1/5）

[制限区域内農場への支援]

- ① 国との例外協議による制限対象物品等の流通
 - 制限区域内の家きん、卵、種卵等について、国との協議後に出荷。
 - 例外協議の件数 685件（1月11日現在）
 - （移動制限区域内の家きんは、原則移動できない。）
- ② 制限により発生した売上げの減少額や掛かり増し経費等への助成措置（手続中）
 - 出荷が遅延したことにより、価値が低下した鶏等の売上げの減少額や、飼料費等の増加額について、県及び国（各1/2）がその費用を助成。

7 発生を予防する対策の実施状況

(1) 全国一斉の飼養衛生管理（ウイルスの侵入防止対策）の緊急点検

県内すべての農場でチェックシートによる緊急自己点検を実施し、国の疫学調査チームによる発生農場の現地調査結果を踏まえた事項の指導を徹底。

- ① 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ② 野生動物の侵入防止のためのネット等の点検及び修繕

(2) 発生リスクの高い水辺周辺農場の防疫対策強化

ハイリスク農場として、強化指導を行ってきた水辺周辺の計103農場を対象として改めて電話連絡し、ウイルスの侵入防止対策を徹底するよう指導。

- ① 鶏舎及び防鳥ネットの破損部位の補修
- ② 鶏舎周囲の頻繁な消毒
- ③ 迅速な防疫措置に適した埋却地確保の指導

(3) 緊急一斉消毒の命令

全ての農場を対象に、家畜伝染病予防法に基づく2回の緊急一斉消毒命令を行い、併せて、全ての農場へ消石灰を配布。

- ① 1回目命令日：令和2年11月29日 消石灰：約18,000袋（配布済）
- ② 2回目命令日：令和2年12月26日 消石灰：約36,000袋（配布中）

(4) 養鶏関係者間における危機意識の共有

農場における防疫対策強化の再徹底の要請及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底を確認。

- ① 関係者を参集した緊急防疫会議の開催（直近は12/28 計3回開催）
- ② 関係団体、市町村等へ防疫対策強化通知の発出（12月以降 計7回発出）
- ③ 家畜防疫情報メールによる迅速な情報発信（12月以降 計32回発信）

(5) 発生農場の経営再開に向けた指導

経営再開に向け、再発防止対策の徹底について生産者及び関係会社を指導中。

- ① 利用した埋却地は3年間の発掘禁止となるため、新たな埋却地の確保及び鶏舎等の補修と再点検の実施
- ② 農場ごとの作業手順を再確認し、管理獣医師及び家畜保健衛生所の指導に基づく飼養衛生管理マニュアルの作成
- ③ 野生動物によるウイルス侵入防止対策の強化
 - 農場周辺や鶏舎周辺に定点カメラを設置し、野生動物の動態を調査
 - 撮影された野生動物に応じた対策の実施

8 防疫作業の検証と作業マニュアルの改善

一連の防疫措置を進めるに当たり改善すべき点が見受けられたため、農政水産部内に検証チームを設置し、下記の作業を実施中。

- (1) 防疫対策本部の各班に対し検証チームによるヒアリング
- (2) 各班ごとに課題の洗い出しと対応策の整理
- (3) 県防疫マニュアルへの反映